

## 地方公共団体（都道府県・市区町村）に対する寄附金の控除について

1 地方公共団体に対する寄附金のうち 2,000 円を超える部分について、申告等することにより、個人住民税所得割のおおむね 2 割を上限（平成 26 年以前に寄附した分は 1 割）として、所得税と個人住民税（市民税・府民税）から控除することができます。

### 2 平成 28 年中に支出した地方公共団体に対する寄附金控除のイメージ

	個人住民税	所得税
控除方式	税額控除方式	所得控除方式
控除率	<p><b>地方公共団体に対する寄附金のうち適用下限額を超える額について、一定の限度まで所得税と合わせて全額控除します。</b></p> <p><b>【税額控除額の計算方法】</b> 次の ①基本控除額 と ②特例控除額 の合計額を所得割額から控除します。</p> <p>①基本控除 [寄附金（※1） - 2,000 円] × 10%</p> <p>②特例控除（※2） [寄附金（※1） - 2,000 円] × [90% - 所得税の税率（0~45%） × 1.021]</p> <p>※1 複数の地方公共団体に寄附をした場合は、その寄附金の合計額が対象です。 ※2 ②の特例控除額は、個人住民税所得割の額の 2 割（平成 26 年以前に寄附した分は 1 割）を限度とします。</p>	<p>次のいずれか低い金額から 2,000 円を差し引いた額を寄附金控除額として所得控除します。</p> <p>イ その年に支出した寄附金の額の合計額 ロ その年の総所得金額等の 40%相当額</p>
控除対象限度額（地方公共団体に対する寄附金以外の寄附金との合計額）	総所得金額等（※3）の <b>30%</b>	総所得金額等（※3）の 40%
	※3 総所得金額等とは、給与所得者の場合は給与収入から給与所得控除額を控除した金額を、年金受給者の場合は年金収入から公的年金等控除額を控除した金額をいいます。	
適用下限額（※4）	2,000 円	2,000 円
	※4 適用下限額は寄附をした年によって変わりますのでご注意ください。	

※ 所得税は寄附した年分の所得税から控除され、個人住民税は寄附した年の翌年度分の住民税から控除されます。

### 3 寝屋川市に支出した寄附金に対する寄附金控除の手続きの流れ

- (1) 所得税、個人住民税ともに控除を受ける場合（※注）  
受領証明書を添付のうえ、お住まいの市区町村を管轄する税務署へ確定申告をしてください。  
確定申告をしたときは個人住民税の申告は不要です。（下図「確定申告を行う場合」参照）
- (2) 所得税が課税されていないなど、個人住民税の控除だけを受ける場合  
受領証明書を添付のうえ、お住まいの市区町村の住民税担当窓口へ個人住民税の申告をしてください。  
所得税からは控除されません。
- (3) ワンストップ特例を利用する場合  
平成 27 年度の税制改正により、確定申告が不要な給与所得者などは、寄附先の市区町村に対し、平成 27 年分（個人住民税は平成 28 年度分）以降における寄附金税額控除申請を本人に代わって行うよう要請することができるようになりました（下図「ワンストップ特例が適用される場合」参照）  
ただし、確定申告をされる場合や、6 団体以上の自治体にふるさと納税される場合を除きます。



※税務署又は市区町村には、寄附をした翌年の3月15日までに申告してください。

### 4 モデルケースによる計算例

平成 28 年中に給与収入額 500 万円（給与所得金額 346 万円）、寄附金額 4 万円、所得税率 10%、個人住民税の所得割額が 30 万円とした場合

#### (1) 個人住民税（税額控除）

①基本控除額（寄附金額 40,000 円－適用下限額 2,000 円）×10%＝3,800 円

②特例控除額（寄附金額 40,000 円－適用下限額 2,000 円）×（90%－所得税率 10%×1.021）＝30,320 円

②特例控除額の 30,320 円は所得割額の 2 割（この場合は 60,000 円）以下なので、控除額は 30,320 円になります。  
→住民税の控除額 ①…3,800 円＋②…30,320 円＝34,120 円（控除額）

#### (2) 所得税（所得控除）

イ その年に支出した寄附金の額の合計額 4 万円

ロ その年の総所得金額等の 40%相当額 346 万円×40%＝138 万 4 千円

ロよりイの額が小さいので、控除額の計算は「イ 4 万円」で計算します。

（対象となる金額 40,000 円－適用下限額 2,000 円）×所得税率 10%×1.021＝3,880 円（控除額）

⇒ (1)住民税 34,120 円と(2)所得税 3,880 円をあわせた 38,000 円分が控除されます。

※ ワンストップ特例が適用される場合、所得税分も住民税から控除されます。

【寄附金控除に関するお問い合わせ先】寝屋川市 市民サービス部（市民税担当）

Tel 072-813-1114（直通） メール s-siminzei@city.neyagawa.osaka.jp